

GAP 認証取得支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合
※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び
団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の団体認証を取得すること
- 環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと
 <取組例> ・ IPM（総合的病害虫・雑草管理）に基づいた農薬使用量の削減
 ・ 適正な施肥設計による化学肥料の使用量の低減
 ・ 水田からのメタンの発生量を削減するための中干し期間の延長 等

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり
 GLOBALG.A.P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ASIA GAP 15万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 JGAP 13万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ②審査員旅費 実費の1/2

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、お問い合わせください
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：農産物安全担当
- (3) 電話番号：023-630-2408

みどりの食料システム戦略推進費補助金（有機転換推進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

3 利用対象者

有機農業に取り組む新規就農者
慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)

4 支援内容

- (1) 対象経費：
有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費
- (2) 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- (3) 補助上限額：2万円/10a以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
(最寄りの市町村、または農林水産部農業技術環境課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
(生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

堆肥が施用されておらず地力が低下しているほ場において、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組みを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、市町村等

4 支援内容

(1) 対象経費

- 堆肥、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭の購入、運搬、保管に係る経費
- 散布に係る経費（散布機械のレンタル、リースを含む）
- 土壌及び作物体の分析
- 上記取組みの効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等

(2) 補助率：定額（散布機械のリース導入に係る経費は1／2以内）

(3) 補助上限額：

堆肥等を実証的に活用する面積10アール当たり30,000円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10アール当たり35,000円。

ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合は、リース物件購入価格の1／2以内を加算。

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

(最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。)

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：園芸振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、農産園芸担当（庄内）

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8387

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1317

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6051

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5521

みどりの食料システム戦略推進費補助金 (グリーンな栽培体系への転換サポート)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、技術検証や定着を図るための取組みを支援します。

3 利用対象者

都道府県（普及組織）及び農業協同組合又は農業者を構成員に含む協議会、市町村、農業協同組合

4 支援内容

(1) 対象経費

- 検討会の開催、栽培マニュアル及び産地戦略の策定に係る経費
- グリーンな栽培体系（総合的病害虫管理（環境）と生分解性マルチ（省力）、有機質肥料（環境）とドローン（省力）など）の検証に係る経費
- セミナーの開催等、情報発信に係る経費

(2) 補助率：定額

(3) 補助上限額：1地区あたり 300 万円

ただし次の①～③の場合は1地区あたり 360 万円

- ①有機農業の検討を行う場合
- ②環境負荷軽減の取組みを複数検討する場合
- ③品目の特性上事業期間が複数年度となる場合

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
(農林水産部農業技術環境課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

みどりの食料システム戦略推進費補助金（有機農業産地づくり推進）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、生産から消費までの拡大に資する取組みの試行や体制づくりを支援します。

3 利用対象者

市町村、市町村が参画する協議会

4 支援内容

(1) 対象経費：

- 検討会等の開催・調査、有機農業実施計画の策定・変更に要する経費
- 試行的な取組みの実施（技術実証、加工品の試作、販売コーナー設置など）
- 有機農業実施計画策定後の円滑な実施に向けた取組の実施

(2) 補助率：定額（機械リース費に係る経費は1／2以内）

(3) 補助上限額：市町村1か所あたり1,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2481

みどりの食料システム戦略推進費補助金（持続可能なエネルギー導入・環境 負荷低減活動のための基盤強化対策事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○その他

2 事業概要

みどりの食料システムの実現に向けて、みどりの食料システム法の認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等に対して支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、民間団体等

（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者、各種組合・法人等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

交付申請までにみどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業実施計画書の認定を受けること

(2) 対象経費：

①代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために必要な機械・施設（付帯設備を含む）の整備等に必要な経費

②資材の生産に必要な調査、検査・分析、実証試験等に必要な経費

(3) 補助率：

① 1 / 2 以内（補助上限：8,000万円）

② 定額（補助上限：100万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

環境保全型農業直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

次のア、イの両方に該当すること

ア 利用対象者が次の全ての事項に該当すること

- ・販売を目的に生産を行っていること
- ・持続可能な農業生産に係る取組み（みどりのチェックシートの取組み）に取り組むこと
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること（有機農業や飼料作物、花きなどを除く）

イ 取組みごとの要件に該当すること

(2) 対象となる取組みと交付金単価：

次の14取組に係る経費

番号	取組名称 【支援対象の主作物】 取組内容	10アール当たりの予定交付単価※ ¹
①	カバークロップ（緑肥）の作付け【全作物】 主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップを作付けする取組	6,000円
②	堆肥の施用【全作物】 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組	2,200円【水稲】概ね0.5t/10a以上施用 堆肥の窒素含有率0.8%以上 4,400円【水稲】概ね1.0t/10a以上施用 堆肥の窒素含有率0.8%未満 【水稲以外】概ね1.5t/10a以上施用
③	有機農業【全作物※ ² 】 主作物について、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組	12,000円（そば等雑穀・飼料作物以外の場合、うち炭素貯留効果の高い有機農業※ ³ を実施する場合は2,000円を、新規取組者の支援を実施する場合は4,000円を加算。） 3,000円（そば等雑穀・飼料作物の場合）
④	リビングマルチ【土地利用型作物】 主作物の畝間に麦類等を作付けする取組	5,400円（小麦、大麦、イタリアンライグラスの種子を使用する場合3,200円）
⑤	草生栽培【果樹】 園地に麦類等を作付けする取組	5,000円
⑥	不耕起播種【麦類又は大豆】 耕起をせずに播種を行う取組	3,000円
⑦	長期中干し【水稲】 溝切りを原則実施した上で14日以上の中干しを行う取組	800円
⑧	秋耕【水稲】 秋の稲収穫後に田んぼを耕耘する取組	800円

⑨	夏期湛水管理 【麦類又はなたね】 夏期間の水田に水を張る取組	8,000円
⑩	冬期湛水管理 【全作物】 冬期間の水田に水を張る取組	8,000円 (①畦補強等を行わない：7,000円 ②有機質肥料を施用しない：5,000円 ①、②の両方に該当する：4,000円)
⑪	I P M (総合的病害虫・雑草管理) と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除 【りんご、西洋なし、日本なし、もも、すもも、かき、トマト】 「果樹(野菜) I P M実践指標」に基づく管理と組み合わせ、園地(圃場)内に交信攪乱剤を設置し、殺虫剤の使用回数を削減する取組	8,000円
⑫	炭の投入 【全作物】 主作物の栽培期間の前後のいずれかに炭を圃場に投入する取組	5,000円
⑬	I P Mと組み合わせた畦畔除草(高刈)及び秋耕【水稻】 「水稻 I P M実践指標」に基づく管理と組み合わせ、除草剤を使用せず草刈り機械による畦畔の高刈除草と水稻収穫直後の耕耘(秋耕)を実施する取組	3,400円
⑭	I P Mと組み合わせた畦畔除草(高刈)及び稲わら腐熟促進資材の施用【水稻】 「水稻 I P M実践指標」に基づく管理と組み合わせ、除草剤を使用せず草刈り機械による畦畔の高刈除草と水稻収穫直後に石灰窒素を施用する取組	4,400円

※1：本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、申請額の合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

※2：通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物や水耕栽培等は対象外。

※3：土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施すること。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度の募集については、申込み先にお問合せ願います。
- (2) 申請書類(様式)の入手先：取組みを行う圃場が所在する市町村
- (3) 申込み先：取組みを行う圃場が所在する市町村

6 問合せ先

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山)園芸振興、(置賜)地域農政、(最上、庄内)農産園芸
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8387
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5509

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当(係)名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
(麦・大豆機械導入対策)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築することを目的とし、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

- 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が5名以上であること）
- 地域農業再生協議会
- 市町村
- 県知事が地方農政局長等と協議して認める団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする「国産化プラン」が策定されていること
- 農産局長が定める成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること

(2) 対象経費：

麦・大豆の生産拡大に向けた機械・施設の導入、リース導入又は改良に要する経費

(3) 補助率：1／2以内(導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満のもの)

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：園芸振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、農産園芸担当（庄内）
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6051
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5521